

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前																												
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあり、及び「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第6（第17条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の120</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の120</u></td> </tr> <tr> <td>行(1)4級相当職員</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の100</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の100</u></td> </tr> <tr> <td>行政職給料表(1)</td> <td style="text-align: center;"><u>100分</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分</u></td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の120</u>	<u>100分の120</u>	行(1)4級相当職員	<u>100分の100</u>	<u>100分の100</u>	行政職給料表(1)	<u>100分</u>	<u>100分</u>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあり、及び「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第6（第17条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の125</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の125</u></td> </tr> <tr> <td>行(1)4級相当職員</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の105</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の105</u></td> </tr> <tr> <td>行政職給料表(1)</td> <td style="text-align: center;"><u>100分</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分</u></td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の125</u>	<u>100分の125</u>	行(1)4級相当職員	<u>100分の105</u>	<u>100分の105</u>	行政職給料表(1)	<u>100分</u>	<u>100分</u>
職員の区分		割合																											
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																											
第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の120</u>	<u>100分の120</u>																											
行(1)4級相当職員	<u>100分の100</u>	<u>100分の100</u>																											
行政職給料表(1)	<u>100分</u>	<u>100分</u>																											
職員の区分	割合																												
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																											
第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の125</u>	<u>100分の125</u>																											
行(1)4級相当職員	<u>100分の105</u>	<u>100分の105</u>																											
行政職給料表(1)	<u>100分</u>	<u>100分</u>																											

<p>の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員（以下これらを「行（1）5級相当職員」という。）</p>	<p><u>の90</u></p>	<p><u>の90</u></p>	<p>の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員（以下これらを「行（1）5級相当職員」という。）</p>	<p><u>の95</u></p>	<p><u>の95</u></p>
--	-------------------	-------------------	--	-------------------	-------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（特例措置）

- 2 令和3年12月1日を基準日とする期末手当の額の算定に係る職員の区分に応じた割合については、この条例による改正後の第17条第3項及び第4項並びに別表第6の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合とする。

職員の区分	割合
町田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	100分の115（条例第17条第3項の規定の適用を受ける職員にあつては100分の65、同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては100分の162.5）
条例第7条第3項第1号に規定する行（1）4級相当職員	100分の95（条例第17条第3項の規定の適用を受ける職員にあつては、100分の55）

条例別表第6に規定する行(1) 5級相当職員	100分の85(条例第17条第3項の規定 の適用を受ける職員にあつては、100分の 55)
---------------------------	---